

•				
•				
•				
•				
•				
工事価格				
消費税相当額				
工事費合計				
うち材料費				
うち労務費				
うち法定福利費				
うち安全衛生経費				
うち建設業退職金共済契約に係る掛金				

(注)

- 1 法定福利費とは、建設工事に従事する者の健康保険料等（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料とする。）の事業主負担額をいう。
- 2 安全衛生経費とは、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。
- 3 建設業退職金共済契約とは、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。